

家庭系パソコンのリサイクル
Q & A

平成15年5月

目 次

第1部 家庭系パソコンのリサイクルの制度の概要について

1. 家庭系パソコンの現状

- Q1 - 1 : パソコンは1年間にどのくらい出荷されているのですか。また、どのくらい普及しているのですか。
- Q1 - 2 : パソコンはどのように販売されているのですか。
- Q1 - 3 : パソコンは1年間にどのくらい廃棄されているのですか。
- Q1 - 4 : 現在、廃棄されたパソコンはどのように処理されているのですか。
- Q1 - 5 : パソコンはどのようなリサイクルが可能なのですか。

2. 基本的事項

- Q1 - 6 : 資源有効利用促進法に基づきリサイクルを行うのはなぜですか。
- Q1 - 7 : 製造等事業者はどのような役割がありますか。
- Q1 - 8 : 販売店はどのような役割がありますか。
- Q1 - 9 : 自治体はどのような役割がありますか。
- Q1 - 10 : 消費者はどのような役割がありますか。
- Q1 - 11 : どのようなパソコンが資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となるのですか。
- Q1 - 12 : パソコンのリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのですか。
- Q1 - 13 : 資源有効利用促進法に基づくリサイクルはいつから始まるのですか。

3. 製造等事業者

- Q1 - 14 : パソコンの自主回収・再資源化の義務がかかる製造等事業者とは誰ですか。
- Q1 - 15 : パソコンの製造・輸入販売から撤退したり、倒産した事業者には自主回収・再資源化の義務はあるのですか。
- Q1 - 16 : 消費者が海外から直接自己輸入したパソコンや自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務を負う製造等事業者は誰になるのですか。
- Q1 - 17 : パソコンとあわせて自主回収を行う付属装置とはどのようなものが対象となるのですか。
- Q1 - 18 : 製造等事業者はどのような再資源化を行わなければならないのですか。再資源化の目標は定められているのですか。
- Q1 - 19 : 再資源化が行われた後に残ったものの処理はどのように行われるのですか。

Q 1 - 20 : 製造等事業者が取得する予定の廃棄物処理法に基づく環境大臣の指定とは何ですか。

Q 1 - 21 : 製造等事業者が自主回収や再資源化を行わないときはどうなるのですか。

4 . 自治体

Q 1 - 22 : 自治体は制度開始に向けて何をしなければならないのですか。

Q 1 - 23 : 自治体はパソコンの収集をしなくてよいことになるのですか。

Q 1 - 24 : 自治体が収集するごみとして排出されたパソコンの処理はどのようにしたらいいですか。

Q 1 - 25 : 住民への周知・広報に関して、自治体はどのような対応をすればよいのですか。

第 2 部 メーカーによる家庭系パソコンの自主回収及び再資源化システムの構築について

1 . 全般

Q 2 - 1 : (社) 電子情報技術産業協会 (JEITA) が構築する回収スキームに参加を予定しているメーカーはどこですか。

Q 2 - 2 : 参加予定メーカーの販売シェアは合計でどの程度ですか。

Q 2 - 3 : 消費者に対する広報・普及啓発はどのような方法で、いつから実施するのですか。

Q 2 - 4 : 消費者に対しては、販売時にこの回収制度の説明をしておくことが不可欠と考えるが、販売店に対する情報提供はどのように行う予定ですか。

2 . 回収の申込み

Q 2 - 5 : どこに、どのような方法で申込みをすればよいのですか。

Q 2 - 6 : 申込み時に何を連絡することが必要ですか。

Q 2 - 7 : JEITA に設置される窓口ではどのような対応をするのですか。

Q 2 - 8 : 申込み窓口の営業時間、体制はどうなるのですか。

Q 2 - 9 : 申込み後のおおまかな手順はどのようになるのですか。

3 . 料金

Q 2 - 10 : どのような場合に料金はかかるのですか。

Q 2 - 11 : 金額はどの程度になるのですか。

Q 2 - 12 : 既販品について費用を支払う場合、指定回収場所に持ち込むと料金は安くなるのですか。

Q 2 - 13 : 料金の公表時期はいつごろを予定しているのですか。

- Q 2 - 14 : 新規品を判別するための P C リサイクルマークとはどのようなものですか。
- Q 2 - 15 : 10 月以降、すべてのパソコンに P C リサイクルマークを付けるのですか。
- Q 2 - 16 : P C リサイクルマークはあらかじめ本体に貼られて出荷されるのですか。
- Q 2 - 17 : P C リサイクルマークはいつから付け始めるのですか。
- Q 2 - 18 : 料金の支払方法はどのような方法がありますか。
- Q 2 - 19 : 申込みをして入金も済ませたが、事情によりキャンセルすることとなった場合、返金してもらえるのですか。

4 . 回収

- Q 2 - 20 : 申し込んでから回収までおよそ何日かかるのですか。
- Q 2 - 21 : 本体とディスプレイのメーカーが異なる場合、それぞれ別々に回収を申し込まなければいけないのですか。また、このようなとき、本体とディスプレイを別々に回収に来るのですか。
- Q 2 - 22 : 排出者は、ハードディスクのデータを消去しておくことが必要ですか。
- Q 2 - 23 : 排出者は当該製品を予めこん包をしておくことが必要ですか。
- Q 2 - 24 : 戸口集荷の場合、排出者が家にいなくても製品を玄関口に出しておけば回収してくれるのですか。
- Q 2 - 25 : 申込み内容と実物とが異なる場合、返品されることはあるのですか。その確認は戸口で行うのですか。
- Q 2 - 26 : 指定回収場所にはどのような場所を予定しているのですか。
- Q 2 - 27 : 指定回収場所では、事前の申込みがない製品の持込みを受け付けるのですか。

5 . 再資源化 (リサイクル)

- Q 2 - 28 : リサイクル施設は、全国に何箇所程度設置する予定ですか。また、参加メーカーで共通の施設を利用するのですか。
- Q 2 - 29 : リサイクル施設ではどのような再資源化が行われるのですか。
- Q 2 - 30 : 不適正なルートへの横流しなどを防止するためにどのような対策を講ずることとしていますか。
- Q 2 - 31 : JEITA 回収スキームに JEITA の会員以外が参加することは可能ですか。

第 1 部

家庭系パソコンのリサイクルの制度の概要について Q & A

経済産業省

環境省

1. 家庭系パソコンの現状

Q 1 - 1 : パソコンは1年間にどのくらい出荷されているのですか。また、どのくらい普及しているのですか。

A 平成 14 年度におけるパソコンの国内出荷台数は 984 万台であり、そのうち約 4 割の 394 万台が家庭向けと推定されています。

家庭向け出荷比率がここ数年で急速に伸びた結果、家庭における保有台数は平成 13 年度で約 2400 万台と推定されており、家庭における普及率は平成 13 年度で 50.1%に達しています。

Q 1 - 2 : パソコンはどのように販売されているのですか。

A 家庭系パソコンは、そのほとんどがパソコン専門店、家電量販店等の小売店を通じて販売されています。

パソコンは、小型軽量で持ち運び可能であることから、デスクトップ型で約半分、ノートブック型では約 7 割が持ち帰りとなっています。なお、配達される場合も、宅配便が用いられているのが特徴です。

Q 1 - 3 : パソコンは1年間にどのくらい廃棄されているのですか。

A 家庭系パソコンの排出量は、(社)電子情報技術産業協会の推計によると、平成 13 年度で約 9 千トン程度と推計されています。今後、家庭への普及の本格化とともに、排出量も増加し、平成 18 年度には現在の 2 倍強の 2 万トンを超えると推計されています。

家庭ごみを中心とした一般廃棄物は全国で 1 年間に約 5,200 万トン(平成 12 年度)が排出されており、家庭系パソコンの排出量 9 千トンは現状でその約 0.02%を占めています。

一方、家庭から排出される粗大ごみは全国で 1 年間に約 140 万トン(平成 12 年度)が排出されており、家庭系パソコンの排出量 9 千トンはその約 0.6%を占めています。

なお、家電リサイクル法の対象となる家電 4 品目(冷蔵庫、エアコン、テレビ、洗濯機)は約 60 万トンが排出されています。

Q 1 - 4 : 現在、廃棄されたパソコンはどのように処理されているのですか。

A 使用済みの家庭系パソコンは、これまで、そのほとんどが自治体により処理されています。

自治体における取扱いについては、デスクトップ型は、多くの自治体で「粗大ごみ」として処理されており、約2割の自治体で「不燃ごみ」として処理されています。ノートブック型については、「粗大ごみ」として処理される場合と「不燃ごみ」として処理される場合がおおむね半々となっています。

現在、資源回収が一部行われ、鉄の回収が行われていますが、多くは埋立処分されている状況にあります。

Q 1 - 5 : パソコンはどのようなリサイクルが可能なのですか。

A パソコンは、鉄、アルミニウム、銅といった金属やプラスチック類を素材とするものであり、CRT型表示装置についてはブラウン管のガラスが大きな重量を占めています。また、パソコンは様々な部品から構成されるものであり、これを分解・解体し部品や素材ごとに選別することにより、再生利用の道が大きく開かれるものです。

例えば、鉄、アルミニウム、銅といった金属については、部品を分離し、それぞれの素材に選別することにより、金属製品の原料として再生利用が可能です。

また、CRT型表示装置のガラスについては、再度ブラウン管用のガラスとして利用できるほか、様々なガラス原材料としての再生利用が可能です。

2. 基本的事項

Q 1 - 6 : 資源有効利用促進法に基づきリサイクルを行うのはなぜです。

A 家庭系使用済みパソコンについては、現時点においては、廃棄物としての量も少なく、回収できる資源量も限られており、自治体における処理困難性の程度も必ずしも高くありません。また、使用済みパソコンを巡っては、中古市場の拡大など新規ビジネス萌芽の動きもみられます。

こうした実態を反映した仕組みづくりを考慮すると、ビジネスの多様性や関係事業者の様々な工夫を促進できるような柔軟性を持たせる仕組みづくりを考えると、より効率的なリサイクルの実施に結びつくものと考えられ、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく仕組みづくりを進めることとしました。

なお、制度実施後には、関係者による協議の場を設け、回収実績を踏まえて、それぞれの取組や関係者の協力関係等について評価し、必要に応じて、その見直しを行っていくこととしています。

Q 1 - 7 : 製造等事業者はどのような役割がありますか。

A 製造等事業者は自ら製造した使用済み製品について、製品の企画、仕様の決定、原材料の選択等を行っており、これらを背景にリサイクルを最も適切かつ効率的に実施し得る立場にあること、また、輸入販売業者についても最もリサイクルしやすい製品を選択しうる立場にあることから、拡大生産者責任の観点も踏まえ、資源有効利用促進法に基づく指定再資源化事業者として、回収拠点(以下「指定回収場所」という。)を設け、家庭から排出された使用済みパソコンを引取るとともに、引取った製品について生活環境保全上の支障が生じないよう廃棄物処理法その他関係法令に照らし適切な方法でリサイクル処理を行うことすることが必要です。

さらに、消費者の排出実態を考慮して、回収サービス(宅配便の派遣等)の提供等を含め、消費者の利便性の高い、実効性のある回収・リサイクルの仕組みを総合的に検討し、その仕組みが実効的に機能するよう実施することが求められます。

また、リサイクル容易設計の実施、材料の選択等を通じて、リサイクル率の向上、リサイクルコストの低下等に努力すること期待されます。

Q 1 - 8 : 販売店はどのような役割がありますか。

A 販売店は、パソコンを販売しており、買い替えに伴いパソコンを排出する可能性がある消費者と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収の実効性を上げるために、消費者に対して、パソコンのリサイクルについて広報・周知活動を行うことが期待されます。

なお、パソコンは持ち帰り比率が高く、販売店による配達が少ないことや、蓄積されたデータの移替え作業等により多くの場合購入時点と排出時点が異なるという商品特性があり、家電4品目とは異なり、販売時における販売店回収が主たるルートとはなりにくいことから、家電リサイクル法とは異なり、販売店にパソコンの引取義務等は課せられていません。

Q 1 - 9 : 自治体はどのような役割がありますか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、メーカー等の自主的取組に協力し、回収・リサイクルの実効性を向上させる観点から、可能な限り協力できる措置について検討いただくようお願いします。

特に家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

また、住民の理解が得られる自治体においては、メーカー等のリサイクル料金の水準も踏まえて、メーカー等の回収ルートへの排出を促進するよう適正な収集手数料を設定することを検討いただくようお願いします。

Q 1 - 10 : 消費者はどのような役割がありますか。

A 家庭で使用した使用済みパソコンの適正な排出、メーカー等への引渡しと費用の支払により、回収・リサイクルが進むように協力することが求められます。

Q 1 - 11 : どのようなパソコンが資源有効利用促進法に基づくリサイクルの対象となるのですか。

A パーソナルコンピュータは資源有効利用促進法の第 2 条第 12 項に定める「指定再資源化製品」に政令で指定されています。政令で指定されているパーソナルコンピュータにはその表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含み、基本的に、重量が 1 kg を超えるものが資源有効利用促進法の対象となります。（以下において、「パソコン」という場合、その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含むものとします。）

具体的には、デスクトップ型パソコン（本体）、ノートブック型パソコン、ブラウン管（CRT）式表示装置、液晶式表示装置が対象となります。また、ディスプレイ（CRT 又は液晶）一体型のパソコンも対象となります。

ただし、周辺機器、ワープロ専用機、PDA は対象となっていません。

対象となる機器



デスクトップ型
パソコン（本体）



表示装置



ノートブック型パソコン

Q 1 - 12 : パソコンのリサイクルに要する費用は誰がどのように負担するのですか。

A 制度実施後、新規に販売されるパソコンについては、販売時に製品価格に含めてリサイクル費用を徴収し、当該製品が廃棄される際には無償で引き取ることとされています。

また、制度実施以前に販売されたパソコン（いわゆる既販品）については、リサイクル費用を廃棄時に徴収して引き取ることとなります。

Q 1 - 13 : 資源有効利用促進法に基づくリサイクルはいつから始まるのですか。

A 家庭から排出される使用済みパソコンのリサイクルは平成 15 年 10 月 1 日から実施されます。

3. 製造等事業者

Q 1 - 14 : パソコンの自主回収・再資源化の義務がかかる製造等事業者とは誰ですか。

A パソコンを製造する事業者や自ら輸入したパソコンの販売を行う者をいいます。また、仕入れた部品でパソコンを組み立てて販売する事業者、いわゆるショップブランドのパソコンを販売する事業者も製造等事業者に該当します。

Q 1 - 15 : パソコンの製造・輸入販売から撤退したり、倒産した事業者には自主回収・再資源化の義務はあるのですか。

A 消費者は製造等事業者に対する信頼に基づきリサイクル費用を負担するものであることを踏まえ、製造等事業者にとっては、リサイクルの責務を果たすべく、最大限の努力を行うことが必要です。

しかしながら、万一、倒産・事業撤退等に至った場合には、当該事業を継承する事業者があれば、当該事業者が処理を行うこととなると考えられます。

なお、事業を承継する事業者がおらず、リサイクルする実施主体がない場合にあっては、自治体における処理等によらざるを得ないものと考えられます。

Q 1 - 16 : 消費者が海外から直接自己輸入したパソコンや自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務を負う製造等事業者は誰になるのですか。

A 消費者が海外から直接自己輸入したパソコン、又は、自ら組み立てたパソコンについては、自主回収・再資源化の義務者は存在しないため、組立部品の販売店や自治体に御相談下さい。なお、やむを得ず処理先がない場合にあっては、自治体における処理等によらざるを得ないものと考えられます。

Q 1 - 17 : パソコンとあわせて自主回収を行う付属装置とはどのようなものが対象となるのですか。

A キーボード、マウス、テンキー、コード類、マイク、スピーカーなど、製品に同梱されていた装置等が対象です。なお、説明書等紙類については、古紙回収等に出していただけるようお願いします。

Q 1 - 18 : 製造等事業者はどのような再資源化を行わなければならないのですか。再資源化の目標は定められているのですか。

A 「パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令」(以下「判断基準省令」という。)において、製造等事業者は自主回収をしたときは、自ら又は他の者に委託して、再生部品又は再生資源として利用できる状態にすることにより再資源化を図ることとされています。

製造等事業者は再資源化を実施するに当たっては、再資源化を行ったパソコンの総重量と、再資源化により得られた部品、再生資源(化学的変化を生ぜしめる方法によるものを除く。)の総重量との比率で表される以下の目標を、平成 15 年度において達成する必要があります。

デスクトップパソコン	50%
ノートブックパソコン	20%
ブラウン管式表示装置	55%
液晶式表示装置	55%

Q 1 - 19 : 再資源化が行われた後に残ったものの処理はどのように行われるのですか

A 家庭系パソコンの製造等事業者がその再資源化を行った後に残ったもの(処理残さ)は、産業廃棄物として廃棄物処理法の規定に基づき処分されることとなります。

Q 1 - 20 : 製造等事業者が取得する予定の廃棄物処理法に基づく環境大臣の指定とは何ですか。

A 廃パソコンは、廃棄物処理法の廃棄物に該当するため、他人の廃パソコンを引き取って処理を行う者は廃棄物処理法に基づく処理業の許可が必要です。このため、原則として、廃パソコンの処理を行うためには市町村ごとの一般廃棄物処理業の許可を得ることが必要になります。

ただし、廃棄物処理法においては、一般廃棄物になる前の製品の製造等を行っている事業者が当該一般廃棄物の処理に協力することが適切である一般廃棄物については、広域的に処理を行い、かつ、適正に再生利用される場合を対象に、環境大臣の指定する者について一般廃棄物処理業の許可を要しないとする制度、いわゆる広域再生利用指定制度が設けられています。

廃パソコンについては、広域再生利用指定制度の対象となっており、製造等事業者が作成する事業計画に基づき適正に処理を行う者で環境大臣が指定したもののについて、一般廃棄物処理業の許可を要しない仕組みが設けられています。

Q 1 - 21 : 製造等業者が自主回収や再資源化を行わないときはどうなるのですか。

A 自主回収及び再資源化の取組を促進する必要があると認めるときは、製造等事業者に対し、判断基準省令を勧告して、指導及び助言することができます。

また、製造等事業者による自主回収及び再資源化の取組が、判断基準省令に照らして著しく不十分であると認めるときは、主務大臣は、その判断の根拠を示し勧告をすることができ、製造等事業者が、勧告に従わない場合はその旨を公表することができます。

さらに、公表後も、製造等事業者が正当な理由がなく勧告に従わない場合であって、パソコンの自主回収及び再資源化を著しく害すると認めるときは、主務大臣は、産業構造審議会及び中央環境審議会の意見を聴いて、製造等事業者に勧告にかかる措置を講ずるよう命令を行うことができます。命令に違反した場合、50万円以下の罰金に処せられます。

なお、勧告等の対象となるのは、事業年度におけるパソコンの生産台数又は自ら輸入したパソコンの販売台数が1万台以上である製造等事業者です。

4 . 自治体

Q 1 - 22 : 自治体は制度開始に向けて何をしなければならないのですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、使用済みパソコンができる限り製造等事業者が構築した回収・再資源化のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いします。

特に家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つという観点から、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

また、住民の理解が得られる自治体においては、製造等事業者のリサイクル料金の水準も踏まえて、製造等事業者のルートへの排出を促進するよう適正な収集手数料を設定することを検討いただくようお願いいたします。

Q 1 - 23 : 自治体はパソコンの収集をしなくてよいことになるのですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、使用済みパソコンができる限り製造等事業者が構築した回収・再資源化のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いします。

パソコンのリサイクルについては、自ら組み立てたパソコン等についてリサイクルの実施を確保する指定法人の設立を義務付ける等のための個別法を制定するのではなく、資源有効利用促進法に基づき実施することとしており、自作パソコン等について、やむを得ず処理先がない場合には、引き続き、市町村の責任の下、処理を行うことが必要です。

Q 1 - 24 : 自治体が収集するごみとして排出されたパソコンの処理はどのようにしたらいいですか。

A 自治体における家庭系使用済みパソコンの取扱いは、各自治体における一般廃棄物処理計画に基づき決定されることとなりますが、製造等事業者による回収・再資源化のルートが構築されたことの意義を踏まえ、使用済みパソコンができる限り製造等事業者のルートに乗るように、協力する方策について検討いただくようお願いいたします。

また、自治体が粗大ごみ等として引き取った使用済みパソコンについても、今後、製造等事業者が定める自治体からの使用済みパソコンの引取条件を踏まえたと上で、できる限り製造等事業者のルートに乗せリサイクルすることが望ましいと考えられます。

なお、製造等事業者による自治体からの使用済みパソコンの引取条件については、資源有効利用促進法第 26 条に基づく判断基準省令において、製造等事業者はあらかじめこれを公表することとされており、今後、製造等事業者において自治体等関係者の意見も聴いた上で決定していくこととなります。

Q 1 - 25 : 住民への周知・広報に関して、自治体はどのような対応をすればよいですか。

A 家庭系使用済みパソコンの排出者である住民と最も密接なつながりを持つ自治体においては、実施に当たって、回収・リサイクルの仕組みが実効的に機能するよう、不法投棄等をせず適正に排出することを含め、住民に対する広報・周知活動を行うことが必要です。

今後、都道府県を通じて、(社)電子情報技術産業協会が作成するポスター及び小冊子等関係資料を送付したいと考えていますので、掲出等積極的な協力、支援をお願いします。

第 2 部

メーカーによる家庭系パソコンの自主回収及び 再資源化システムの構築について Q & A

(社)電子情報技術産業協会

1. 全般

Q 2 - 1 : (社)電子情報技術産業協会 (JEITA) が構築する回収スキームに参加を予定しているメーカーはどこですか。

A 平成 15 年 5 月現在の参加予定メーカーは、以下の 21 社です。なお、これ以外のメーカーが参加することも可能です。

株式会社東芝

富士通株式会社

株式会社日立製作所

日本電気株式会社

日本アイ・ビー・エム株式会社

三菱電機インフォメーションテクノロジー株式会社

沖電気工業株式会社

ソニー株式会社

セイコーエプソン株式会社

松下電器産業株式会社

シャープ株式会社

三洋電機株式会社

株式会社リコー

カシオ計算機株式会社

日本ヒューレット・パカード株式会社

日本ユニシス株式会社

株式会社ソーテック

NEC 三菱電機ビジュアルシステムズ株式会社

株式会社ナナオ

アップルコンピュータ株式会社

デルコンピュータ株式会社

以降、本 Q & A において「参加メーカー」とは、JEITA が構築する回収スキームに参加するメーカーのことを指すものとします。

Q 2 - 2 : 参加予定メーカーの販売シェアは合計でどの程度ですか。

A 非参加メーカーの販売実績が不明であるため、参加予定メーカーの正確な販売シェアはわかりません。ただし、市場の状況からおおよそ 95%と推測されます。

Q 2 - 3 : 消費者に対する広報・普及啓発はどのような方法で、いつから実施するのですか。

A ポスター、新聞広告などで概要をお知らせし、その後、JEITA ホームページ (<http://www.pc3r.jp>) やパンフレット、参加メーカー各社のホームページで具体的回収方法や回収再資源化料金等の詳細を広報することとしています。

Q 2 - 4 : 消費者に対しては、販売時にこの回収制度の説明をしておくことが不可欠と考えるが、販売店に対する情報提供はどのように行う予定ですか。

A 販売店には、消費者への制度の告知、メーカーの回収ルート（受付窓口）の紹介、回収再資源化料金の支払方法や排出方法の説明などについて、協力をお願いする必要があります。

そのために、4月以降、以下のような方法で販売店に情報提供を行っているところです。

- * 販売店店頭対応マニュアル及び回収の仕組みを紹介する小冊子の作成
- * 家庭系パソコンリサイクルの告知のための店頭ツールの作成
店頭掲載用ポスター、顧客向けパンフレット等
- * 販売店団体（NEBA¹、JCSSA²、全国電商連³）に対する事前説明

1 日本電気大型店協会：家電量販店を会員とする団体

2 社団法人日本コンピュータシステム販売店協会：パソコン販売店等を会員とする団体

3 全国電機商業組合連合会：中小家電店を組合員とする各都道府県電機商業組合の連合体

2 . 回収の申込み

Q 2 - 5 : どこに、どのような方法で申込みをすればよいのですか。

A 参加メーカー各社がそれぞれ自社製品の回収リサイクルに関する受付窓口を設定しますので、排出する製品の製造メーカーの受付窓口に申し込むこととなります。

各メーカーの受付窓口については、各社のホームページや製品に同梱されるマニュアル、チラシなどで公表されます。また、JEITA でも各メーカーの受付窓口の一覧をホームページや小冊子などで公表しますので、容易に調べることが可能です。

受付方法については、ユーザーに便利なものとなるよう、各社において様々な方法が検討されています。電話受付の他インターネット受付などが考えられます。

Q 2 - 6 : 申込み時に何を連絡することが必要ですか。

A 一般的に、申込者の氏名、住所、電話番号、排出品のメーカー名、製品カテゴリ（デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、CRTディスプレイ、液晶ディスプレイなどの別）、製品名、型式名、製造番号、添付品の有無などが必要になると思われますが、参加メーカーによって異なります。

Q 2 - 7 : JEITA に設置される窓口ではどのような対応をするのですか。

A JEITA では、消費者からの家庭系パソコンの回収・リサイクルに関する全体的な問い合わせ窓口を設置し、参加メーカー各社の受付窓口の案内、指定回収場所（郵便局等）に持ち込む際の注意事項、戸口集荷の依頼方法などの紹介を行うこととしています。

この他に、JEITA のホームページ上でも回収の仕組みや受付窓口などについて紹介する予定です。

Q 2 - 8 : 申込み窓口の営業時間、体制はどうなるのですか。

A 参加メーカー各社によって異なります。各社の受付窓口の名称や電話番号、ホームページアドレス、営業時間などは、配布物や各社のホームページで紹介されることとなります。

また、JEITA のホームページでも各社の申込み受付情報の一覧を公開する予定です。

Q 2 - 9 : 申込み後のおおまかな手順はどのようになるのですか。

A おおむね下記のようになります。

- 1) PCリサイクルマーク(Q 2 - 14 参照)の付いていない製品は、回収再資源化料金を支払う必要があります。メーカーに申し込むと振替用紙が送付されてきます。支払方法は、郵便局での振替(参加メーカー全社が採用)のほか、各社指定の方法(銀行振込、クレジット決済、コンビニ決済など)で行うことができます。(支払方法についてはQ 2 - 18 参照)
- 2) PCリサイクルマークの付いていない製品は、回収再資源化料金の支払後、数日すると専用の輸送伝票が送られてきます。マークの付いている製品の場合は、回収再資源化料金の支払う必要がないため、申込みをするとすぐに専用の輸送伝票が送られてきます。
- 3) 輸送伝票には、既にお届け先やご依頼主の欄は印字されていますので、改めて記入するものは一切ありません。排出品を梱包し(袋など、簡易な梱包でも構いません。)輸送伝票を見やすい場所に貼っておきます。
- 4) 戸口集荷を希望する場合は、輸送伝票に記載されている連絡先の郵便局に連絡して集荷日及び時間帯を決めると、その日時に集荷されます。郵便局の窓口営業時間については、「ゆうびんホームページ郵便局検索システム(<http://www.post.japanpost.jp>)」を検索することで確認することができます。
- 5) 輸送伝票を貼付した排出品を指定回収場所(郵便局等¹)に持ち込むこともできます。
- 6) 輸送状況は、ゆうびんホームページで、お客様控えに記載されている問合せ番号を検索することで調べることができます。

1 郵便局に持ち込む場合は小包窓口での受付となります。

3. 料金

Q 2 - 10 : どのような場合に料金はかかるのですか。

A 判断基準省令の施行日(平成 15 年 10 月 1 日)以後に小売販売された「新規品」の家庭系パソコンには判別用のマーク(PCRリサイクルマーク: Q 2 - 14 参照)が付けられます。これらについては、排出時に料金はかかりません。

施行日より前に小売販売された「既販品」については、排出時に「回収再資源化料金」を支払う必要があります。

Q 2 - 11 : 金額はどの程度になるのですか。

A 回収再資源化料金は、各メーカーが独自に設定することになります。

また、例えばCRTディスプレイとノートパソコンでは重量や素材構成が大きく異なり、輸送費用や再資源化費用にも違いが出てくることから、金額は、デスクトップパソコン(本体)、ノートブックパソコン、ブラウン管(CRT)ディスプレイ、液晶ディスプレイ(LCD)の製品種別毎に設定されることが予想されます。

なお、JEITA のホームページ上でも、参加メーカー各社の回収再資源化料金の一覧を公表する予定です。

Q 2 - 12 : 既販品について費用を支払う場合、指定回収場所に持ち込むと料金は安くなるのですか。

A 既販品については、排出時に回収再資源化料金を支払う必要がありますが、回収料金と再資源化料金を一括してお支払いいただくので、郵便局持込みの場合も戸口集荷の場合も同一料金となります。

Q 2 - 13 : 料金の公表時期はいつごろを予定しているのですか。

A 平成 15 年 7 月頃までにはメーカーごとに順次公表される見込みです。

Q 2 - 14 : 新規品を判別するための P C リサイクルマークとはどのようなものですか。

A 新規品判別用のマークとなる P C リサイクルマークのデザインは、参加メーカー全社が共通で使用することになります。

なお、P C リサイクルマークには、メーカー名を付記することを検討しています



Q 2 - 15 : 10 月以降、すべてのパソコンに P C リサイクルマークを付けるのですか。

A P C リサイクルマークが付けられるのは、参加メーカーの家庭系パソコンに限ります。参加メーカー各社が O S の種類などの機能から事業系パソコンと判断したものについては、マークは付けられずに出荷されます。(このようなパソコンが実際には家庭で使用される可能性もあります。)

なお、家庭系パソコンと事業系パソコンの判別については、JEITA で家庭系パソコンの判断基準を策定します。参加メーカー各社がそれに基づいて家庭系パソコンを判断し、新規品に P C リサイクルマークを付けることになります。判断基準及び各メーカーの家庭系パソコンについては、JEITA のホームページ上で公開することにしています。

Q 2 - 16 : P C リサイクルマークはあらかじめ本体に貼られて出荷されるのですか。

A 平成 15 年 10 月 1 日以降に参加メーカーから出荷される家庭系パソコンには、P C リサイクルマークを本体の銘板に印刷するか、シールとして貼付し出荷します。

Q 2 - 17 : P C リサイクルマークはいつから付け始めるのですか。

A 10月1日以降に参加メーカーから新規に発売される家庭系パソコンには、P C リサイクルマークを貼付して出荷します。

なお、10月1日以降に販売店から小売販売される9月30日までの販売店在庫品については、制度開始後一定期間に購入者が参加メーカーからシール状のP C リサイクルマークを購入し、消費者が本体に貼付することになります。

Q 2 - 18 : 料金の支払方法はどのような方法がありますか。

A 回収再資源化料金は、それぞれのメーカーに支払うこととなります。

JEITA 回収スキームにおいては、郵便振替が共通の支払方法となりますので、参加メーカー各社の製品であれば郵便局での支払が可能です。そのほか、メーカーによってはパソコンのユーザーに馴染み深いインターネットによるクレジット決済やコンビニ他での振込などの支払方法があります。

Q 2 - 19 : 申込みをして入金も済ませたが、事情によりキャンセルすることとなった場合、返金してもらえるのですか。

A 排出品を引き渡す前であれば、参加メーカーの申込み窓口連絡して解約することが可能です。その場合、支払われた料金は返金されます。ただし、返金に要する費用は消費者負担となります。

なお、いったん引き渡された排出品については、返却には応じられないため回収再資源化料金の返金もできません。

4 . 回収

Q 2 - 20 : 申し込んでから回収までおよそ何日かかるのですか。

A 参加メーカー各社ともホームページから申込みを受け付け、クレジットカードなどによるインターネット決済ができるシステムを構築する予定にしています。このようなシステムでは、申込みから回収までおよそ4日～5日程度で完了するものと想定されます。

なお、インターネット決済が利用出来ない場合は、メーカーから振込み用紙を送付しますので、もう2～3日必要になると思われます。

Q 2 - 21 : 本体とディスプレイのメーカーが異なる場合、それぞれ別々に回収を申し込まなければいけないのですか。 また、このようなとき、本体とディスプレイを別々に回収に来るのですか。

A 受付はメーカーごとに行われますので、メーカーが異なる場合は、別々に回収の申込みをする必要があります。ただし、参加メーカーはすべて「ゆうパック」による回収システムを利用することにしていきますので、本体とディスプレイが両方とも参加メーカーの製品であれば、排出者がこれらを同時に回収するよう郵便局に連絡することができます。

Q 2 - 22 : 排出者は、ハードディスクのデータを消去しておくことが必要ですか。

A 利用者の大切なデータ（情報）の管理は利用者の責任で行うことが重要です。JEITAではハードディスクのデータ消去についてガイドラインを作成し、ホームページで公表し（<http://it.jeita.or.jp/perinfo/committee/pc/HDDdata/>）利用者によるデータの消去を推奨しております。

消去の方法としては、パソコン独自で専用ソフトを使用する、又は専用装置を利用する、金槌などで物理的に破砕するなどの方法があります。パソコンが故障しており、利用者自身がどうしてもデータ消去ができないときは、メーカーに相談することを推奨します。

なお、再資源化業者では、一般的に専用ソフト又は専用装置を利用する、金槌などで物理的に破砕するなどの方法によって、データ漏洩の防止を図っています

が、ハードディスクのデータ消去は利用者自身で行うことが基本です。メーカーでは、万が一データが漏洩した場合でも責任は負えません。

Q 2 - 23 : 排出者は当該製品を予めこん包をしておくことが必要ですか。

A 郵便小包としてあらかじめこん包が必要になります。ダンボールへの箱詰めや、輸送途中で破けないビニール袋など、「ゆうパック」において輸送に耐える簡易こん包が必要になります。なお、製品ごとに別々にこん包してください。

Q 2 - 24 : 戸口集荷の場合、排出者が家にいなくても製品を玄関口に出しておけば回収してくれるのですか。

A ゆうパックでは不在時の集荷はいたしません。

Q 2 - 25 : 申込み内容と実物とが異なる場合、返品されることはあるのですか。その確認は戸口で行うのですか。

A 申込み内容と実物の製品種別とが違う場合などは、回収再資源化料金が異なる場合がありますので、返品させていただきます。現品の確認を戸口で行うことは困難ですので、各メーカーの製品が集まる倉庫で行います。

Q 2 - 26 : 指定回収場所にはどのような場所を予定しているのですか。

A 参加メーカー共通の指定回収場所として、全国の郵便局（約2万箇所。簡易郵便局¹は除きます。）を予定しています。メーカーによってはさらに独自の指定回収場所を追加する可能性もあります。

¹ 簡易郵便局とは郵便局で取り扱う事務を地方公共団体、農協、漁協、個人などに委託して開設している郵便局で「簡易郵便局」と表示されています。

Q 2 - 27 : 指定回収場所では、事前の申込みがない製品の持込みを受け付けるのですか。

A 事前申込みのない製品の受付はいたしません。必ず送付されてきた輸送伝票を梱包した製品に貼付して指定回収場所（郵便局等）に持ち込む必要があります。

5. 再資源化（リサイクル）

Q 2 - 28：リサイクル施設は、全国に何箇所程度設置する予定ですか。
また、参加メーカーで共通の施設を利用するのですか。

A リサイクル施設は新しく設置するのではなく、家庭から排出されるパソコンの再資源化のために必要な許可を得ている既存の再資源化業者を利用します。
また参加メーカー各社が必要な数のリサイクル施設を選定・利用するため、メーカー毎に異なります。施設数は、全国合計で 15 箇所程度となる見込みです。

Q 2 - 29：リサイクル施設ではどのような再資源化が行われるのですか。

A リサイクル施設での一般的な再資源化方法は以下の通りです。

- 1) 搬入されたパソコンはまず手分解され、金属部品（筐体）、プラスチック部品（筐体、その他）、プリント板、ユニット部品（HDDなど）、ブラウン管、液晶ユニット等に分類されます。この段階でユニット部品等として再利用ができるものは取り出され、必要な検査、機能アップを行い、保守部品等として再利用されます。なお、HDDを再利用する場合には、データは確実に消去されることとなります。
- 2) その他、分類された物で金属部品やユニット部品は必要に応じて、破砕機により破砕され、鉄、非鉄金属に分類されます。その後、再資源化業者により、鉄・アルミ・銅等の素材に再生されます。プラスチックは同じ種類のプラスチックに分類され、破砕後、プラスチック素材業者で再生プラスチックとして再生されます。ブラウン管は手解体され、ガラスと金属部品に分類されます。
- 3) その後、ガラスはガラス再資源化業者でカレット化され、さらにCRT製造メーカーでCRTとして再生されます。プリント板は金属精錬所や貴金属回収業者において、金、銀、パラジウムなどの貴金属が回収されます。再資源化後の残さの多くは、道路の路盤材等として利用されます。

Q 2 - 30：不適正なルートへの横流しなどを防止するためにどのような対策を講ずることとしていますか。

A 物流業者、リサイクル施設において、入り口と出口の台数実績のチェック等により横流しの防止策を講じます。

Q 2 - 31 : JEITA 回収スキームに JEITA の会員以外が参加することは可能ですか。

A JEITA 会員企業以外であっても JEITA 回収スキームへの参加により、PCリサイクルマークの使用や「ゆうパック」による共同の回収システムの活用ができるようになります。会費負担等は必要になりますが、資源有効利用促進法に基づく家庭系パソコンの回収・リサイクルを誠実に実施しようとする事業者であれば、あらゆる事業者の参加が可能で、非会員に対しても積極的な参加を呼びかけています。

現時点においても、参加メーカー21社のうち、2社はJEITAの会員会社以外のメーカーであり、また、パソコン本体を取り扱っていないディスプレイ・メーカーも参加しています。

参 考 资 料

参 考 資 料 目 次

資源の有効な利用の促進に関する法律

資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（抄）

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抄）

資源の有効な利用の促進に関する法律

(平成3年4月26日法律第48号)

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条 第九条)
- 第三章 特定省資源業種(第十条 第十四条)
- 第四章 特定再利用業種(第十五条 第十七条)
- 第五章 指定省資源化製品(第十八条 第二十条)
- 第六章 指定再利用促進製品(第二十一条 第二十三条)
- 第七章 指定表示製品(第二十四条・第二十五条)
- 第八章 指定再資源化製品(第二十六条 第三十三条)
- 第九章 指定副産物(第三十四条 第三十六条)
- 第十章 雑則(第三十七条 第四十一条)
- 第十一章 罰則(第四十二条 第四十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「使用済物品等」とは、一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

2 この法律において「副産物」とは、製品の製造、加工、修理若しくは販売、エネルギーの供給又は土木建築に関する工事(以下「建設工事」という。)に伴い副次的に得られた物品(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)をいう。

3 この法律において「副産物の発生抑制等」とは、製品の製造又は加工に使用する原材料、部品その他の物品(エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和三十四年法律第四十九号)第二条第二項に規定する燃料を除く。以下「原材料等」という。)の使用の合理化により当該原材料等の使用に係る副産物の発生の抑制を行うこと及び当該原材料等の使用に係る副産物の全部又は一部を再生資源として利用することを促進することをいう。

4 この法律において「再生資源」とは、使用済物品等又は副産物のうち有用なものであって、原材料として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

5 この法律において「再生部品」とは、使用済物品等のうち有用なものであって、部品その他製品の一部として利用することができるもの又はその可能性のあるものをいう。

6 この法律において「再資源化」とは、使用済物品等のうち有用なものの全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することができる状態にすることをいう。

7 この法律において「特定省資源業種」とは、副産物の発生抑制等が技術的及び経済的に可能であり、かつ、副産物

の発生抑制等を行うことが当該原材料等に係る資源及び当該副産物に係る再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める原材料等の種類及びその使用に係る副産物の種類ごとに政令で定める業種をいう。

8 この法律において「特定再利用業種」とは、再生資源又は再生部品を利用することが技術的及び経済的に可能であり、かつ、これらを利用することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める再生資源又は再生部品の種類ごとに政令で定める業種をいう。

9 この法律において「指定省資源化製品」とは、製品であって、それに係る原材料等の使用の合理化、その長期間の使用の促進その他の当該製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進することが当該製品に係る原材料等に係る資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

10 この法律において「指定再利用促進製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源又は再生部品として利用することを促進することが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

11 この法律において「指定表示製品」とは、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部又は一部を再生資源として利用することを目的として分別回収(類似の物品と分別して回収することをいう。以下同じ。)をするための表示をすることが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める製品をいう。

12 この法律において「指定再資源化製品」とは、製品(他の製品の部品として使用される製品を含む。)であって、それが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄された後それを当該製品(他の製品の部品として使用される製品にあっては、当該製品又は当該他の製品)の製造、加工、修理若しくは販売の事業を行う者が自主回収(自ら回収し、又は他の者に委託して回収することをいう。以下同じ。)をすることが経済的に可能であって、その自主回収がされたものの全部又は一部の再資源化をすることが技術的及び経済的に可能であり、かつ、その再資源化をすることが当該再生資源又は再生部品の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定めるものをいう。

13 この法律において「指定副産物」とは、エネルギーの供給又は建設工事に係る副産物であって、その全部又は一部を再生資源として利用することを促進することが当該再生資源の有効な利用を図る上で特に必要なものとして政令で定める業種ごとに政令で定めるものをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用による資源の有効な利用(以下この章において「資源の有効な利用」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、資源の有効な利用の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定め、これを公表するものとする。

2 基本方針は、製品の種類及び副産物の種類ごとの原材料等の使用の合理化に関する目標、再生資源の種類及び再生部品の種類ごとのこれらの利用に関する目標、製品の種類ごとの長期間の使用の促進に関する事項、環境の保全に資

するものとしての資源の有効な利用の促進の意義に関する知識の普及に係る事項その他資源の有効な利用の促進に関する事項について、資源の有効な利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとする。

3 主務大臣は、前項の事情の変動のため必要があるときは、基本方針を改定するものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の規定による基本方針の改定に準用する。

(事業者等の責務)

第四条 工場若しくは事業場(建設工事に係るものを含む。以下同じ。)において事業を行う者及び物品の販売の事業を行う者(以下「事業者」という。)又は建設工事の発注者は、その事業又はその建設工事の発注を行うに際して原材料等の使用の合理化を行うとともに、再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない。

2 事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない。

(消費者の責務)

第五条 消費者は、製品をなるべく長期間使用し、並びに再生資源及び再生部品の利用を促進するよう努めるとともに、国、地方公共団体及び事業者がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力するものとする。

(資金の確保等)

第六条 国は、資源の有効な利用を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、物品の調達に当たっては、再生資源及び再生部品の利用を促進するように必要な考慮を払うものとする。

(科学技術の振興)

第七条 国は、資源の有効な利用の促進に資する科学技術の振興を図るため、研究開発の推進及びその成果の普及等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の理解を深める等のための措置)

第八条 国は、教育活動、広報活動等を通じて、資源の有効な利用の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない。

第三章 特定省資源業種

(特定省資源事業者の判断の基準となるべき事項)

第十条 主務大臣は、特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制及び当該副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組みべき措置その他の措置に関し、工場又は事業場において特定省資源業種に属する事業を行う者(以下「特定省資源事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定省資源業種に係る原材料等の使用の合理化による副産物の発生の抑制の状況、原材料等の使用の合理化による副産物

の発生の抑制に関する技術水準その他の事情及び当該副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとするときは、資源の再利用の促進に係る環境の保全の観点から、環境大臣に協議しなければならない。

(指導及び助言)

第十一条 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定省資源事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、副産物の発生抑制等について必要な指導及び助言をすることができる。

(計画の作成)

第十二条 特定省資源事業者であって、その事業年度における当該特定省資源事業者の製造に係る政令で定める製品の生産量が政令で定める要件に該当するものは、主務省令で定めるところにより、第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項において定められた副産物の発生抑制等のために必要な計画的に取り組みべき措置の実施に関する計画を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(勧告及び命令)

第十三条 主務大臣は、特定省資源事業者であって、その製造に係る製品の生産量が政令で定める要件に該当するものの当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等が第十条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定省資源事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定省資源事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定省資源業種に係る副産物の発生抑制等を著しく害すると認めるときは、審議会等(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第八条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定省資源事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(環境大臣との関係)

第十四条 主務大臣は、特定省資源事業者の副産物の発生抑制等の適確な実施を確保するために必要な施策の実施に当たり、当該施策の実施が廃棄物の適正な処理に関する施策に関連する場合には、環境大臣と緊密に連絡して行うものとする。

第四章 特定再利用業種

(特定再利用事業者の判断の基準となるべき事項)

第十五条 主務大臣は、特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、工場又は事業場において特定再利用業種に属する事業を行う者(以下「特定再利用事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第十六条 主務大臣は、特定再利用事業者の再生資源又は再生部品の利用の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定再利用事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源又は再生部品の利用について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第十七条 主務大臣は、特定再利用事業者であって、その製造に係る製品の生産量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用が第十五条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定再利用事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた特定再利用事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた特定再利用事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該特定再利用業種に係る再生資源又は再生部品の利用を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該特定再利用事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 指定省資源化製品

(指定省資源化事業者の判断の基準となるべき事項)

第十八条 主務大臣は、指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進するため、主務省令で、指定省資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「指定省資源化事業者」という。)の使用済物品等の発生の抑制に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制の状況、使用済物品等の発生の抑制に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第十九条 主務大臣は、指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を促進するため必要があると認めるときは、指定省資源化事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、使用済物品等の発生の抑制について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十条 主務大臣は、指定省資源化事業者であって、その製造又は販売に係る指定省資源化製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制が第十八条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定省資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定省資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定省資源化製品に係る使用済物品等の発生の抑制を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定省資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六章 指定再利用促進製品

(指定再利用促進事業者の判断の基準となるべき事項)

第二十一条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、指定再利用促進製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(以下「指定再利用促進事業者」という。)の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の状況、再生資源又は再生部品の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第二十二条 主務大臣は、指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため必要があると認めるときは、指定再利用促進事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、再生資源又は再生部品の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 主務大臣は、指定再利用促進事業者であって、その製造又は販売に係る指定再利用促進製品の生産量又は販売量が政令で定める要件に該当するものの当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進が第二十一条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再利用促進事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再利用促進事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再利用促進事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった

旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定再利用促進製品に係る再生資源又は再生部品の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再利用促進事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第七章 指定表示製品

(指定表示事業者の表示の標準となるべき事項)

第二十四条 主務大臣は、指定表示製品に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、指定表示製品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 材質又は成分その他の分別回収に関し表示すべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して指定表示製品の製造、加工又は販売の事業を行う者(その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者を含む。以下「指定表示事業者」という。)が遵守すべき事項
- 2 第十条第三項の規定は、前項に規定する表示の標準となるべき事項を定めようとする場合に準用する。

(勧告及び命令)

第二十五条 主務大臣は、前条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない指定表示事業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第一百五十四号)第二条第五項に規定する小規模企業者その他の政令で定める者であって、その政令で定める収入金額が政令で定める要件に該当するものを除く。)があるときは、当該指定表示事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定表示事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定表示事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、当該指定表示製品に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定表示事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第八章 指定再資源化製品

(指定再資源化事業者の判断の基準となるべき事項)

第二十六条 主務大臣は、指定再資源化製品に係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、主務省令で、次に掲げる事項に関し、指定再資源化製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者(指定再資源化製品を部品として使用する政令で定める製品の製造、加工、修理又は販売の事業を行う者を含む。以下「指定再資源化事業者」という。)の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 一 使用済指定再資源化製品(指定再資源化製品が一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。)の自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項
- 二 使用済指定再資源化製品の再資源化の目標に関する事項及び実施方法に関する事項
- 三 使用済指定再資源化製品について市町村から引取り

を求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項

四 その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該使用済指定再資源化製品に係る自主回収及び再資源化の状況、再資源化に関する技術水準、市町村が行う収集及び処分の状況その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。

(使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化の認定)

第二十七条 指定再資源化事業者は、単独に又は共同して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を実施しようとするときは、主務省令で定めるところにより、次の各号のいずれにも適合していることについて、主務大臣の認定を受けることができる。

- 一 当該自主回収及び再資源化が前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
- 二 当該自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 三 前号に規定する者が主務省令で定める基準に適合する施設を有するものであること。
- 四 同一の業種に属する事業を営む二以上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化にあっては、次のイ及びロに適合するものであること。
 - イ 当該二以上の指定再資源化事業者と当該業種に属する他の事業者との間の適正な競争が確保されるものであること。
 - ロ 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがあるものでないこと。

2 前項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書その他主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 自主回収及び再資源化の対象とする使用済指定再資源化製品の種類
- 三 自主回収及び再資源化の目標
- 四 自主回収及び再資源化に必要な行為を実施する者並びに当該自主回収及び再資源化に必要な行為の用に供する施設
- 五 自主回収及び再資源化の方法その他の内容に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請に係る自主回収及び再資源化が同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。

(変更の認定)

第二十八条 前条第一項の認定を受けた指定再資源化事業者(以下「認定指定再資源化事業者」という。)は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の変更(主務省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の変更の認定に準用する。

(認定の取消し)

第二十九条 主務大臣は、第二十七条第一項の認定に係る自主回収及び再資源化が同項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。(公正取引委員会との関係)

第三十条 主務大臣は、同一の業種に属する事業を営む二以

上の指定再資源化事業者の申請に係る自主回収及び再資源化について第二十七条第一項の規定による認定(第二十八条第一項の規定による変更の認定を含む。次項及び次条において同じ。)をしようとする場合において、必要があると認めるときは、当該申請に係る自主回収及び再資源化のための措置について、公正取引委員会に意見を求めることができる。

2 公正取引委員会は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、前項の規定により意見を求められた自主回収及び再資源化のための措置であって主務大臣が第二十七条第一項の規定により認定をしたものについて意見を述べることができる。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律における配慮)

第三十一条 環境大臣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の規定の適用に当たっては、第二十七条第一項の規定による認定に係る自主回収及び再資源化の円滑な実施が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(指導及び助言)

第三十二条 主務大臣は、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を促進するため必要があると認めるときは、指定再資源化事業者に対し、第二十六条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十三条 主務大臣は、指定再資源化事業者であって、その製造若しくは販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する第二十六条第一項の政令で定める製品の生産量若しくは販売量が政令で定める要件に該当するものの当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化が同項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定再資源化事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定再資源化事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該使用済指定再資源化製品の自主回収及び再資源化を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定再資源化事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第九章 指定副産物

(指定副産物事業者の判断の基準となるべき事項)

第三十四条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため、主務省令で、事業場において指定副産物に係る業種に属する事業を行う者(以下「指定副産物事業者」という。)の再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、当該指定副産物に係る再生資源の利用の状況、再生資源の利用の促進に関する技術水準その他の事情を勧告して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものと

する。

3 第十条第三項の規定は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又は前項に規定する改定をしようとする場合に準用する。

(指導及び助言)

第三十五条 主務大臣は、指定副産物に係る再生資源の利用を促進するため必要があると認めるときは、指定副産物事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勧告して、再生資源の利用の促進について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十六条 主務大臣は、指定副産物事業者であって、その供給に係るエネルギーの供給量又はその施工に係る建設工事の施工金額が政令で定める要件に該当するものの当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進が第三十四条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該指定副産物事業者に対し、その判断の根拠を示して、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた指定副産物事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた指定副産物事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、当該指定副産物に係る再生資源の利用の促進を著しく害すると認めるときは、審議会等で政令で定めるものの意見を聴いて、当該指定副産物事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十章 雑則

(報告及び立入検査)

第三十七条 主務大臣は、第十三条及び第十七条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定省資源事業者又は特定再利用事業者に対し、その業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、特定省資源事業者又は特定再利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 主務大臣は、第二十条、第二十三条及び第二十五条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定省資源事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者に対し、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定省資源化事業者、指定再利用促進事業者又は指定表示事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、指定省資源化製品、指定再利用促進製品又は指定表示製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 主務大臣は、第二十八条及び第二十九条の規定の施行に必要な限度において、認定指定再資源化事業者に対し、その認定に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 主務大臣は、第三十三条の規定の施行に必要な限度にお

いて、政令で定めるところにより、指定再資源化事業者に対し、使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

5 主務大臣は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、指定副産物事業者に対し、指定副産物に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、指定副産物事業者の事務所、事業場又は倉庫に立ち入り、指定副産物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

6 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第一項から第五項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(不服申立ての手續における意見の聴取)

第三十八条 第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十三条第三項又は第三十六条第三項の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間において予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 第一項の意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(主務大臣等)

第三十九条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 第三条第一項の規定による基本方針の策定及び公表並びに同条第三項の規定による基本方針の改定に関する事項については、経済産業大臣、国土交通大臣、農林水産大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び環境大臣

二 第十条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十一条に規定する指導及び助言、第十二条に規定する計画、第十三条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、当該特定省資源業種に属する事業を所管する大臣

三 第十五条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十六条に規定する指導及び助言、第十七条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、当該特定再利用業種に属する事業を所管する大臣

四 第十八条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第十九条に規定する指導及び助言、第二十条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第二十一条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第二十二条に規定する指導及び助言、第二十三条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第二十四条第一項

の規定による表示の標準となるべき事項の策定、第二十五条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第二項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定省資源化製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業、当該指定再利用促進製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該指定表示製品の製造、加工若しくは販売の事業(その事業の用に供するために指定表示製品の製造を発注する事業者にあつては、当該事業者の事業)を所管する大臣

五 第二十六条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第二十七条第一項の規定による認定、第二十八条第一項の規定による変更の認定、第二十九条の規定による認定の取消し、第三十条の規定による意見、第三十二条に規定する指導及び助言、第三十三条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第三項及び第四項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定再資源化製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業又は当該指定再資源化製品を部品として使用する第二十六条第一項の政令で定める製品の製造、加工、修理若しくは販売の事業を所管する大臣及び環境大臣

六 第三十四条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項に規定する当該事項の改定、第三十五条に規定する指導及び助言、第三十六条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令並びに第三十七条第五項の規定による報告の徴収及び立入検査に関する事項については、政令で定めるところにより、当該指定副産物に係る業種に属する事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、前項第二号又は第三号に定める事項に関しては、それぞれ同項第二号又は第三号に定める主務大臣の発する命令とし、同項第四号から第六号までに定める事項に関しては、政令で定めるところにより、それぞれ同項第四号から第六号までに定める主務大臣の発する命令とする。

3 この法律による権限は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第四十条 主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、環境大臣に対し、廃棄物の処理に関し、再生資源又は再生部品の利用の促進について必要な協力を求めることができる。

(経過措置)

第四十一条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第十一章 罰則

第四十二条 第十三条第三項、第十七条第三項、第二十条第三項、第二十三条第三項、第二十五条第三項、第三十三条第三項又は第三十六条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定による提出をしなかった者
- 二 第三十七条第一項から第五項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

(処分等の効力)

第二条 この法律による改正前の再生資源の利用の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為は、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の相当規定によってしたものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行の日から七年以内に、この法律による改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

資源の有効な利用の促進に関する法律

施行令 (抄)

(平成3年10月18日政令第327号)

(指定省資源化製品)

第三条 法第二条第九項の政令で定める製品は、別表第三の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再利用促進製品)

第四条 法第二条第十項の政令で定める製品は、別表第四の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化製品)

第六条 法第二条第十二項の政令で定める製品は、別表第六の上欄に掲げるとおりとする。

(指定再資源化事業者に係る生産量又は販売量の要件)

第二十条 法第三十三条第一項の政令で定める要件は、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品にあっては当該指定再資源化製品ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品にあっては当該製品ごとにその事業年度における生産台数又は輸入されたものの販売台数がそれぞれ同表の中欄に掲げる生産台数又は販売台数以上であることとする。

(指定再資源化事業者に対する命令に際し意見を聴く審議会等)

第二十一条 法第三十三条第三項の審議会等で政令で定めるものは、別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品に係る指定再資源化事業者にあっては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとし、別表第八の上欄に掲げる製品に係る指定再資源化事業者にあっては当該指定再資源化事業者ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

第二十九条 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、指定再資源化事業者に対し、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施の状況につき、次の事項に関し報告させることができる。

- 一 その製造又は販売に係る指定再資源化製品又は指定再資源化製品を部品として使用する別表第八の上欄に掲げる製品の種類及び数量
- 二 当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施方法に関する事項
- 三 当該使用済指定再資源化製品の自主回収がされたものの数量又は当該使用済指定再資源化製品の再資源化により得られた再生資源若しくは再生部品の数量
- 四 当該使用済指定再資源化製品について市町村から引取りを求められた場合における引取りの実施、引取りの方法その他市町村との連携に関する事項
- 五 その他当該使用済指定再資源化製品の自主回収又は再資源化の実施に関する事項

2 主務大臣は、法第三十七条第四項の規定により、その職員に、指定再資源化事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、その製造又は販売に係る使用済指定再資源化製品、当該使用済指定再資源化製品の自主回収のための設備及び再資源化のための設備並びにこれらの関連施設並びに関係帳簿書類を検査させることができる。

(主務大臣)

第三十一条 (略)

2 法第三十九条第一項第五号に定める事項についての主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 別表第六の上欄に掲げる指定再資源化製品の製造の事業及び当該指定再資源化製品であって輸入されたも

- のの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- 二 別表第八の一から二十三まで及び二十九の項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であって輸入されたものの販売の事業に係るものについては、経済産業大臣及び環境大臣
- 三 別表第八の二十四から二十八までの項の上欄に掲げる製品の製造の事業及び当該製品であって輸入されたものの販売の事業に係るものについては、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣
- 3 (略)
- 4 法第三十九条第一項第四号から第六号までに定める事項についての主務省令は、それぞれ前三項に規定する主務大臣の発する命令とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

別表第三(第三条、第十三条、第十四条、第三十一条関係)

一 (略)	(略)	(略)
二 パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。)	(略)	(略)
三~十九 (略)	(略)	(略)

別表第四(第四条、第十五条、第十六条、第三十一条関係)

一~九 (略)	(略)	(略)
十 パーソナルコンピュータ	(略)	(略)
十一~五十 (略)	(略)	(略)

別表第六(第六条、第二十条、第二十一条、第三十一条関係)

一 パーソナルコンピュータ(重量が一キログラム以下のものを除く。以下この項において同じ。)	その事業年度におけるパーソナルコンピュータの生産台数又は自ら輸入したパーソナルコンピュータの販売台数が一万台以上であること。	産業構造審議会及び中央環境審議会
二 (略)	(略)	(略)

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成13年経済産業省、環境省令第1号)

(自主回収の実効の確保その他実施方法に関する事項)

第一条 パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。)の製造等(製造又は自ら輸入したものの販売をすることをいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「事業者」という。)は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータが一度使用され、又は使用されずに収集され、若しくは廃棄されたものをいう。以下同じ。)の自主回収をする場所としてあらかじめ当該事業者が指定した場所(以下「指定回収場所」という。)において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をするものとする。ただし、指定回収場所以外の場所において、当該使用済パーソナルコンピュータの自主回収をすることを妨げない。

- 事業者は、指定回収場所において、使用済パーソナルコンピュータ(事業活動に伴って生じたものを除く。)の自主回収をする際には、対価を得ないものとする。ただし、正当な理由がある場合は、この限りでない。
- 事業者は、使用済パーソナルコンピュータの自主回収をする際には、当該使用済パーソナルコンピュータの付属装置であって、当該事業者が製造等をした使用済物品等を併せて自主回収するよう努めるものとする。
- 事業者は、自主回収の途中においても、当該自主回収の実施の状況を把握することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 事業者は、単独に又は共同して実施した使用済パーソナルコンピュータの自主回収の実施の状況を公表するものとする。
- 事業者は、指定回収場所、使用済パーソナルコンピュータの自主回収に係る手続その他使用済パーソナルコンピュータの自主回収の実効を確保するために必要な情報の公表その他使用済パーソナルコンピュータの自主回収の実効を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(再資源化の目標に関する事項)

第二条 事業者は、前条第一項の規定による自主回収に係る使用済パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータとして利用することができる状態にされるものを除く。以下この条において同じ。)のうち次の各号に掲げる行為がされるものの総重量の当該使用済パーソナルコンピュータの総重量に対する割合についての目標を、次の表の上欄の使用済パーソナルコンピュータの区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を下回らない範囲内において定めるものとする。

- 再生部品として利用することができる状態にすること。
- 再生資源として利用することができる状態にすること(化学的变化を生ぜしめる方法によるものを除く。)

一 パーソナルコンピュータ(その表示装置及びノートブック形のものを除く。)	百分の五十
二 パーソナルコンピュータ(ノートブック形のものに限る。)	百分の二十

三 パーソナルコンピュータの表示装置(ブラウン管式のものに限る。)	百分の五十五
四 パーソナルコンピュータの表示装置(液晶式のものに限る。)	百分の五十五

2 事業者は、前項の目標を平成十五年度までに達成するものとする。

(再資源化の実施方法に関する事項)

第三条 事業者は、第一条第一項の規定による自主回収をしたときは、自ら又は他の者に委託して、技術的及び経済的に可能な範囲で、次に定めるところにより、当該自主回収をした使用済パーソナルコンピュータの再資源化をするものとする。ただし、次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であるときは、この限りでない。

一 使用済パーソナルコンピュータの全部又は一部のうち、再生部品として利用することができる状態にすることができるものについては、再生部品として利用することができる状態にすること。

二 使用済パーソナルコンピュータの全部又は一部のうち、前号に掲げる行為ができないものであって、再生資源として利用することができる状態にすること(化学的变化を生ぜしめる方法によるものを除く。)ができるものについては、化学的变化を生ぜしめる方法によらずに、再生資源として利用することができる状態にすること。

三 使用済パーソナルコンピュータの全部又は一部のうち、前二号に掲げる行為ができないものであって、再生資源として利用することができる状態にすること(化学的变化を生ぜしめる方法によるものに限る。)ができるものについては、化学的变化を生ぜしめる方法によって、再生資源として利用することができる状態にすること。

2 前項の規定は、当該使用済パーソナルコンピュータをパーソナルコンピュータとして利用できる状態にすることを妨げない。

3 事業者は、他の者に委託して使用済パーソナルコンピュータの再資源化をする場合にあつては、当該再資源化を受託した者に対し、当該再資源化の実施の状況に関する報告を求めるものとする。

4 事業者は、単独に又は共同して実施した使用済パーソナルコンピュータの再資源化の実施の状況を公表するものとする。

(市町村との連携に関する事項)

第四条 事業者は、当該事業者が製造等をした使用済パーソナルコンピュータについて市町村から引取りを求められたときは、当該使用済パーソナルコンピュータを引き取るものとする。

2 事業者は、前項による引取りをするために必要な条件をあらかじめ公表するものとする。

(その他自主回収及び再資源化の実施に関し必要な事項)

第五条 事業者は、使用済パーソナルコンピュータの全部又は一部のうち、第三条各号に掲げる行為ができないものであって、熱回収(使用済パーソナルコンピュータの全部又は一部のうち、再生資源又は再生部品として利用することができる状態にされたもの以外のものであって、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものを熱を得ることに利用することをいう。以下同じ。)をすることができるものについては、熱回収をするよう努めるものとする。

2 事業者は、前各条及び前項の規定により使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化をする際には、関係法令の規定を遵守するとともに、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、自主回収及び再資源化に係る安全性を確保するものとする。

附 則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

(平成十五年四月七日経済産業省、環境省令第三号)

(施行期日)

1 この省令は平成十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成十五年九月三十日までに小売販売(消費者に対する販売をいう。)されたパーソナルコンピュータについては、この省令による改正後のパーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第一条第二項の規定は、適用しない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（昭和45年法律第137号）

（市町村の処理等）

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七条第三項、第七条の三、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の三第十一項、第十三条の十一第一項、第十五条の十二、第十五条の十五第一項、第十六条の二第二号、第二十三条の三第二項及び第二十四条を除き、以下同じ。）しなければならない。

2 市町村が行うべき一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。以下この項において同じ。）の収集、運搬及び処分に関する基準（当該基準において海洋を投入処分の場所とすることができる一般廃棄物を定めた場合における当該一般廃棄物にあつては、その投入の場所及び方法が海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「一般廃棄物処理基準」という。）並びに市町村が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

3～5（略）

（一般廃棄物処理業）

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～3（略）

4 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5～12（略）

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置しようとする市町村を除く。）は、当該一般廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十条の二第一項を除き、以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2～6（略）

（産業廃棄物処理業）

第十四条 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下この条から第十四条の三の二まで及び第十五条の四の二において同じ。）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄

する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

2～3（略）

4 産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみ処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

5～11（略）

（産業廃棄物処理施設）

第十五条 産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2～6（略）

附 則（略）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (抄)

(昭和46年政令第200号)

第二条 法第七条第一項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～九 (略)

十 広域的に収集又は運搬することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃パーソナルコンピュータ(パーソナルコンピュータ又はその部品若しくは附属品が一般廃棄物となつたものをいう。以下同じ。)を適正に収集又は運搬する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃パーソナルコンピュータのみの収集又は運搬を業として行う場合に限る。)

イ 廃パーソナルコンピュータになる前のパーソナルコンピュータを製造し、又は輸入する事業者(資本の額が三億円を超える会社に限る。第二条の三第七号イにおいて「製造事業者等」という。)が作成する当該廃パーソナルコンピュータの再生利用に関する事業計画(再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該収集又は運搬を行うこと。

ロ 当該収集又は運搬に係るすべての廃パーソナルコンピュータが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ニ 積替施設を有する場合にあつては、当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ 当該収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ヘ 当該収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

ト 法第七条第三項第四号イからチまでのいずれにも該当しないこと。

チ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十一 (略)

第二条の三 法第七条第四項ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 広域的に処分することが適当であり、かつ、再生利用の目的となる廃パーソナルコンピュータを適正に処分する者であつて次のいずれにも該当するものとして環境大臣の指定を受けたもの(イに規定する事業計画に基づき、一般廃棄物処理基準に従い、当該廃パーソナルコンピュータのみの処分を業として行う場合に限る。)

イ 製造事業者等が作成する当該廃パーソナルコンピュータの再生利用に関する事業計画(再生利用の推進及び適正な処理の確保の観点から適当と認められるものに限る。)に基づき、当該処分を行うこと。

ロ 当該処分に係るすべての廃パーソナルコンピュータが再生利用の目的となること。

ハ 当該廃パーソナルコンピュータの種類に応じ、その処分に適する処理施設を有すること。

ニ 保管施設を有する場合にあつては、当該廃パーソナルコンピュータが飛散し、及び流出し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

ホ～チ (略)

八 (略)